

## 第6章 計画の点検・評価と推進体制の充実

本計画は、令和6年度に見直し、策定される予定の「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」との統合を見据えて策定するものであり、新規事業の多くは子ども・子育て支援法\*の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられます。そのため、本計画書に掲げる基本施策及び取り組み状況については、「第3期春日部市子ども・子育て支援事業計画」と併せて進行管理を行っていきます。

また、令和4年6月に成立、令和5年4月に施行される「こども基本法」も踏まえ、児童・生徒を中心とした事業の展開につながる意見聴取や、事業利用者による事業満足度調査などを行い事業の実施状況及び評価結果を定期的に公表してまいります。